

2023 年度夏期「国際キャリア実習」募集要項

および国際学部渡航費補助の申請について

2023 年度夏期「国際キャリア実習」（以下、本「実習」）の参加者を以下のとおり募集します。参加を希望する学生は、以下の要項にしたがって応募して下さい。

1. 趣旨・目的

1) 趣旨

本「実習」は、グローバルマインドを養う「グローバル人材」の育成のために行われる国際学部の「国際キャリア教育プログラム」の一環として行われるものです。「国際キャリア教育プログラム」では「国際ビジネス」、「国際協力・国際貢献」、「多文化共生と日本」、「異文化理解・コミュニケーション」の4つのテーマを掲げていますが、本「実習」では、特に「国際協力・国際貢献」や「異文化理解・コミュニケーション」の分野で活躍することを目指して、海外のNGOや公的機関でインターンとして実習経験を積み、実務能力を高めます。

2) 目的

本「実習」は、「国際キャリア教育プログラム」の次の3つの目的を達成させるために、現場体験、実習経験を積み、実務能力、企画力とコミュニケーション力を高めます。さらに、自分の関心分野や専門性をより明確にします。

①「働くとは何か」について考える。

(Grasp the image of "working in society with motivation.")

②自分と地域社会や世界とのつながりを考える。

(Provide opportunities to think about your roles in local and global societies.)

③主体的に関わりたい問題や分野を見つけ、今後の学びの動機を考える。

(Find motivation to actively pursue your career.)

2. 実施時期・期間、募集人数

1) 時期：2023年8月～9月

2) 期間：約2～6週間

3) 実習日：原則、土日を除く実質10日間（1日8時間）。なお、実習先の活動状況により、土日勤務する場合がある。

4) 募集人数：夏期 3名程度

3. 実習先団体

1) 実習先団体は、南アジア、東南アジアおよびアフリカで国際協力活動を実施している政府機関やNGO。詳細は、「別紙」の受入団体一覧を参照のこと。

2) 実習先団体に追加・変更・中止が生じた場合は、国際学部「国際キャリア教育プログラム」のHP (<https://www.kokusai.utsunomiya-u.ac.jp/career-program>) 等で通知する。

3) 実習内容は、場合によっては、変更されることがあるので、事前に実習先に確認する。

4) 実習先団体のやむを得ない事情、または実習国の政治・治安情勢の悪化や大規模な自然災害の勃発、感染症の発生等により、実習国の変更、または実習を中止し、緊急に帰国する事がある。

4. 応募および参加の条件

1) 応募の時点で次の全ての条件を満たしていること。

① 国際学部の2年生から4年生（実施期間に休学中の者は除く）であること。

② 心身ともに健康である者。（本学所定の健康診断を受診していること。受診していない場合は、病院等で受診（有料）し、応募時に健康診断書（有料）を必ず提出すること）。

③ 法定の予防接種（三種混合・結核・ポリオ・風疹・麻疹・日本脳炎など）を受けている

- こと（不明な場合は「母子手帳」を持参して保健管理センター等で確認すること）。
- ④ 本学指定の「学生教育研究災害傷害保険(学研災)」、「学研災付帯賠償責任保険(学研賠)」、及び、「学研災付帯課外留学保険(付帯海学)」に加入していること。
 - ⑤ 実習先団体が求める語学力を有していること。
 - ⑥ 参加動機および実習目的が明確であること。
 - ⑦ 本「実習」への参加について、保護者または家族から事前了解が確実に得られていること。
 - ⑧ 本「実習」実施国への渡航が可能であること（外務省の「海外危険情報」および「感染症危険情報」が「レベル1」以下であること）。
- 2) 渡航前までに次の全ての条件を満たしていること。
- ① 保健管理センターで健康に関する面談を受けていること。
 - ② 国際学部及び全学で実施するオリエンテーションや事前研修（ビジネス・マナーおよび危機管理）に参加していること。
 - ③ 本学指定の「学研災付帯海外留学保険」に加入し、「アイラック安心サポートデスク」の安全確認アプリ『Pro Finder』をダウンロードしていること。
 - ④ 「国際学部同窓会」の会員であること。（本「実習」は、国際学部同窓会から助成金を受けているため、非会員の場合は渡航前に入会すること。但し、同窓会からの助成を希望しない場合はこの限りではない。申請時にその旨申し出ること。）
 - ⑤ 接種していない法定予防接種がある場合、および実習受入団体が指定する予防接種があれば、出発までに接種（有料）していること。
 - ⑥ 外務省の「海外危険情報」および「感染症危険情報」が「レベル1」以下であること（これらの「情報」が「レベル2」以上となった場合、実習は「中止」となる）。
- 3) 帰国後に次の全ての条件をみたすこと
- ① 必要書類（報告書や領収書など）を期日までに提出すること。
 - ② 報告会での発表（プレゼンテーション）
 - ③ 国際学部同窓会への報告（必要に応じて）
- 4) 参加者自身の国籍と同じ国での実習を希望する者は、応募できない。

5. 参加費

- 1) 自己負担の原則
本「実習」への参加および現地での実習にかかる諸経費は、全額自己負担を原則とする。ただし、国際学部が渡航費の一部を助成金として支援する場合がある（詳細は次項を参照）。
- 2) 諸経費の内訳（例）
 - ① 渡航費（往復航空券代、国内交通費、海外旅行傷害保険料、旅券・査証等の取得経費）
 - ② 国内事前研修費（交通費・宿泊費など ※受入団体による）
 - ③ 現地滞在費（宿泊費・食費・交通費など ※受入団体による）
 - ④ 予防接種代（※実習国による）
 - ⑤ 実習参加費（※受入団体による）
 - ⑥ 実習にかかる諸経費（地方視察時の国内交通費など ※受入団体による）
- 3) 留意点
 - ① 参加費の大半を占めるとされる渡航費の中でも、往復航空券代は、利用する航空会社や航空券の種別、購入時期によって大きく変動する。
 - ② 現地滞在費についても、受入団体の事情によって、宿泊先（一般のホテル、受入先団体の宿泊施設、現地スタッフ宅でのホームステイなど）が異なるため、宿泊費や食費も大きく変動する。
 - ③ 受入団体によっては、現地での実習参加にあたって、参加費の支払いや日本国内での事前研修が求められる場合がある。
 - ④ 日本国内または渡航先のコロナ禍の状況、あるいは、現地の治安状況や自然災害などの影響によって、実習が急きょ中止になる場合や、実習中の状況の変化により、実習を中止

して、大学から緊急帰国が要請される場合がある。

6. 国際学部からの渡航費補助への申請

1) 渡航費補助について

- ① 渡航費補助の支給額は、本「実習」の海外実習に参加するための往復航空賃、空港税、空港施設使用料、旅客保安サービス料、燃油付加運賃及び発券手数料に相当する額の8割を上限として決定する。ただし、予算の都合上、10万円を上限とする場合もある。
- ② 往復航空賃は、日本国内の最寄りの国際空港から、実習先の最寄りの国際空港間の最も経済的かつ常識的な経路によるエコノミー・クラスの割引または格安航空券代とする。
- ③ 渡航費補助は、実習を終了し帰国した後、航空券代等の内訳が明記された領収書（原本）の提出後から、1～2ヶ月後に大学から各自の個人口座に振り込まれる。

2) 申請の手続き

- ① 「国際キャリア実習」の応募書類の提出をもって、渡航費補助の申請に代える。
- ② 最終審査に合格した時点で、渡航費補助の受給資格が得られる。

3) 支給の要件

渡航費補助の支給を受けるには、次の要件をすべて満たすこと

- ① 国際学部同窓会へ加入済であること
- ② 必要な書類等の期限内の提出や事務手続の迅速な履行
- ③ 担当教員や受入先団体との事務連絡は迅速に行うこと（特にメールへの返信）
ただし緊急時を除き、連絡は電子メールで行うこと（LINEなどのSNSは使用しない）
- ④ 事前研修の参加（詳細は後日案内）
- ⑤ 保健管理センターでの面談（母子手帳持参）
- ⑥ 実習先到着時、実習開始1週間後、帰国時には担当教員に連絡すること
- ⑦ 「実習日報」および「報告書」の提出（帰国後2週間以内）

4) 「とちぎグローバル人材育成プログラム」について

「大学コンソーシアムとちぎ」が実施する「とちぎグローバル人材育成プログラム」（上級コース・基礎コース）に応募し、支援金の受給が決定した場合には、国際学部からの渡航費補助を受給することはできない。

7. 単位認定

- 1) 現地での80時間以上の実習を終了し、事前事後指導（10時間）を受講し単位認定に必要な書類（報告書、実習日報等）を全て提出した学生は、担当教員の成績評価に応じて「国際キャリア実習」の2単位が認定される。
- 2) 単位認定に必要な実習時間数（80時間以上）を満たすように実習計画を立てること。
- 3) すでに「国際キャリア実習」を履修済みの学生は、再履修となり過去の成績は抹消される。

8. 応募方法

- 1) 以下の応募書類を提出期限までに国際学部事務室に提出すること。

- ① 参加申込書
- ② 自己紹介・応募動機書（実習希望先団体に資料として提出する場合がある。）
- ③ 健康診断書（今年度実施の本学の健康診断を受診している場合は不要。受診していない場合は、最寄りの病院等で健康診断を受診〔有料〕の上、診断結果を提出すること。）

※上記の①と②の用紙を以下のウェブサイトからダウンロードの上、記入すること。

<https://www.kokusai.utsunomiya-u.ac.jp/career-program/activity/2023training.html>

- 2) 提出先：国際キャリア教育プログラム事務局（5号館C棟1階、担当：佐藤）
- 3) **提出期限：2023年6月12日（月） 12:00 正午 必着**

9. 参加者の選考および決定

1) 選考方法

参加者は、書類審査と面接より選考する。なお、応募者が多数で、審査結果が拮抗する場合は、以下の優先基準を適用する。

- ① 上級生を優先する。
- ② 「国際キャリア教育セミナー」および「International Career Seminar」の履修済者を優先する。
- ③ その他のグローバル人材育成プログラム「Learning+1」の履修済者を優先する。
- ④ 過去に「国際キャリア実習」または「国際インターンシップ」に参加したことのある者が再度応募する場合、選考結果が同順位の場合、初めての応募者を優先する。

2) 一次審査について

- ① 一次審査（面接）実施日：応募書類提出後に随時実施（日時は個別に応募者に連絡）
- ② 審査の結果は、応募者本人に、一次審査後の一週間以内に電話又は e-mail で連絡する。
- ③ 実習希望先団体との面接が不要な者は、最終審査の面接を免除する。

3) 実習希望先団体との面接について

- ① 一次審査合格者のうち、実習希望先団体との面接等が必要な者は、所定の期日までに、実習希望先団体との面接等を受けるものとする（面接等にかかる経費は自己負担とする）。所定の期日までに実習希望先団体の面接等を受けなかった場合は、最終審査対象者としての資格を失う。

4) 最終審査について

- ① 実習希望先団体との面接を終了した者について、最終審査の面接を実施する。
- ② 面接免除者も含めた最終審査の結果は、後日、応募者本人に書面で通知する。

10. その他の注意事項

- 1) 参加決定後の自己都合による実習先の変更は、原則として認めない。
- 2) 派遣先での実習前後の個人旅行は認めない。
- 3) 海外渡航時や現地実習時には、危機管理や健康管理に十分留意して、事件や事故との遭遇を極力回避し、感染症を予防する努力を怠らないこと。
- 4) 自己責任において、実習先に作業用パソコンを持参することが望ましい。
- 5) 実習国の治安状況や健康管理に関する情報は、信頼のおける以下のサイトなどを参照しておくこと。

外務省「海外安全ホームページ」<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省「海外安全劇場」<http://www.anzen.mofa.go.jp/video/index.html>

厚生労働省検疫所「FORTH：海外で健康に過ごすために」<http://www.forth.go.jp/index.html>

担当教員連絡先および書類等提出先

担当教員：栗原 俊輔（国際学部／5号館C棟5階）

内線：5193 E-mail: shunsuke@cc.utsunomiya-u.ac.jp

書類等提出先：国際キャリア教育プログラム事務局

峰キャンパス事務部国際学部係内（5号館C棟1階）

担当：佐藤 裕香 E-mail: kokuca@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp（内線：5172）